

学校における「管理」と「不安とセキュリティ」問題
——「規律社会」的な管理から「管理社会」的なそれへ？——

長谷川 裕
(琉球大学)

教育という営みは、教えることそのものと、それを可能にする社会関係（教師－生徒、生徒－生徒、教師－教師等々）を構築・維持することとの密接不可分な複合として成り立っている。「管理」という実践は、教育なるもののこれら二側面のうち後者に当たることを、その根本的な性格としている。本報告では特に、そうした管理が学校において生徒に対して及んでいく、その過程・構造を取り上げ検討することを通じて、本分科会のテーマである「不安とセキュリティ」という問題に迫っていきたい。やや具体的には、以下のようなことについて考えていく。

1 学校における生徒管理の近年の状況が具体的にどうなっているか：例えば次のようなことが挙げられる。①「心のノート」や、そこに象徴される、子ども・若者の直面する困難を心理主義的・個人還元主義的に処理していこうとすること、②1990年代初頭に「新しい学力観」が唱えられその中で「関心・意欲・態度」が重要だと言われ、以来、それらが表れていると見られる生徒の言動を細かくチェックするような評価方式が取られるようになったこと、③同じ頃からいっそう拡大するようになった推薦入試によって、それ用の内申書への記載のために、生徒のふだんの行動に対してより広範に評価のまなざしが向けられるようになったこと、④進路指導の場面で、かつてのように生徒が志望する学校や会社を教師の側が強力に誘導していくのではなく、生徒の側の自主性・自発性に委ねるようなやり方が採られるようになったこと、⑤特に2000年代になってからの顕著な現象として、「習熟度別指導」の導入によって、学力・能力による生徒たちの差異が顕在化させられる場面が増大したこと、⑥今年4月に実施された「全国一斉学力テスト」やそれに類似する自治体レベルの学力テストなど、生徒たちにとって「試験」というものに関わらされる機会が増大していること、⑦昨年来クローズアップされている「いじめ」問題に対する教育再生会議の提言等に代表される、生徒の問題行動に対する厳罰主義的な対応が推進されつつあること（なお、厳罰主義という点では、アメリカの学校で広がりを見せている「ゼロトレランス」—規則違反に対する、情状酌量抜きの罰則適用—を日本の学校にも導入しようという動向もある）。

2 そうした管理の状況はどのような性格のことがらとして捉えられるか：

日本の学校は、1980年代ぐらいから特に、細かい校則によって生徒を縛りつけたり体罰をふるったりというその管理のやり方が、「管理主義」と呼ばれ批判されてきたが、そうした管理主義的な管理と上記のような近年の管理のあり方との異同を比較検討する（両者それぞれにおいて、生徒の行動に対するいかなる「不安」が前提となっていて、それに対してどのような質の「セキュリティ」を達成しようとしているのかの比較検討も含めて）。そのことによって、後者の性格把握を試みる。

3 そうした学校における管理の変容は、社会理論的にはどのようなことを含意しているか：上記の管理主義と呼ばれた管理は、学校の中に組み込まれた、M・フーコーのいう「規律・訓練」の諸技術が、その日常的な制度的秩序を効果的に構築・維持することができないままに、それ故かえって激しく行使されるという形でなされていたものであると考えられる。そう考えた上で、学校におけるその後の管理のあり方を、そのように既に行き詰まりを見せている規律・訓練による管理の代替として導入されているものであるとし、したがってそれを、「規律社会」から「管理社会」へという社会変容の趨勢についてのG・ドゥルーズの見解を援用して、「規律社会」的な管理に代わる「管理社会」的なそれであると捉える——このような見方もありうるだろう。実際管見の限りでも、今日学校はその管理の方式を含めて「規律社会」型から「管理社会」型への変化の途上にある、との把握を示す議論がいくつかある。そうした議論を検討しながら、学校における管理の変容の社会理論的含意について考えていく。報告者としてはこの議論に対して、学校は依然として、その規律・訓練の諸技術によって生徒たちの「身体」を「個別化」された「個人」としてフォーマットしつつその秩序を構築・維持する「規律・訓練装置」であることを、そして学校のそうしたあり方は、旧くなりつつある規律社会の名残なのではなく、仮にドゥルーズが提起するような「管理社会」へと向かう社会変容の趨勢が実際にあるにしても、その趨勢の進行を下支えするようなものであることを述べていきたい。